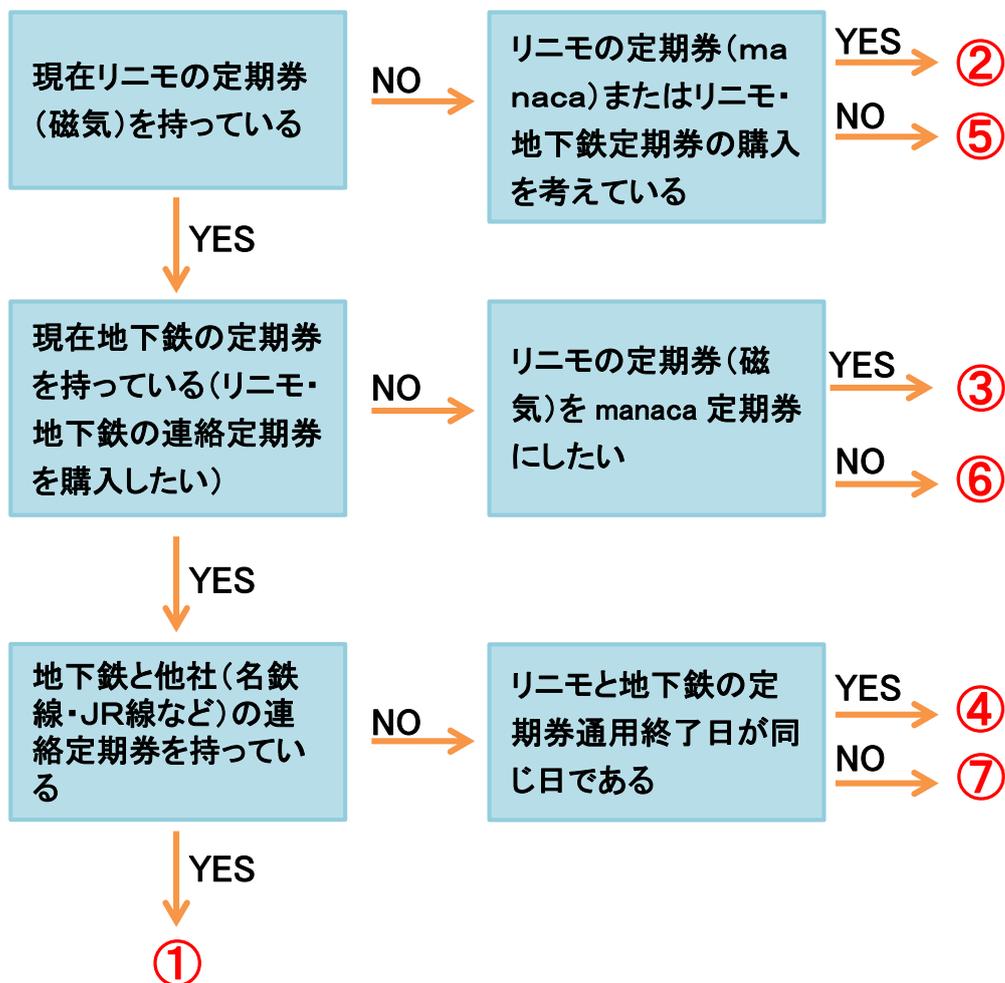


名古屋市交通局との連絡定期券開始に伴う定期券の取扱いに関して

平成28年2月26日
愛知高速交通株式会社

日頃はリニモをご利用いただき誠にありがとうございます。リニモでは平成28年3月12日(土)よりICカード「manaca」の導入と同時に、名古屋市交通局との連絡定期券の発売を開始いたします。現在リニモと地下鉄の定期券をお持ちのお客様は一枚の「manaca」でご利用いただけるようになり、大変便利になります。

現在リニモの定期券をご利用のお客様から、連絡定期券への移行やmanaca定期券に関するお問い合わせをたくさんいただいております。下記にフローチャートを作成しましたので、ご活用ください。



※ 市バスを含む連絡定期券は、名古屋市交通局のみで発売します。

※ リニモと市バスの定期券を購入される(地下鉄は購入しない)お客様は一枚のmanacaに両方の定期券を載せることができますが、リニモ分はリニモで、市バス分は交通局でそれぞれ購入していただく必要があります。

①	<p>3線以上をまたいだ連絡定期券(例えばリニモー地下鉄一名鉄線・JR線 など)は発売できません。</p> <p>リニモの定期券(磁気)をmanaca定期券に移行できますが、現在他社線のmanaca定期券をお持ちの場合は、新たにmanacaを購入していただく必要があります。</p> <p>なお、現在お持ちのリニモの定期券(磁気)も引き続きご利用できます。</p>
②	<p>ぜひ定期券をお買い求めください。なお、他社線のmanaca定期券をお持ちの場合は、新たにmanacaを購入していただく必要があります。</p>
③	<p>manacaをすでにお持ちであれば、そのmanacaに定期券を移行します(他社鉄道定期が載っていない場合に限ります)。</p> <p>manacaをお持ちでない場合、新たにmanacaを購入していただく必要があります。</p>
④	<p>定期券の通用終了日までお使いいただいた後に、リニモ・地下鉄連絡定期券をお買い求めください。</p> <p>また、リニモと地下鉄の両方の通用期間の残った定期券を払戻した上で、改めてリニモ・地下鉄連絡定期券をお買い求めいただくこともできます。</p> <p>なお、当社で連絡定期券をお買い求めいただく場合に限り、通用期間が残っているリニモの定期券を特例で払戻いたします(詳しくは次ページをご覧ください)。交通局で連絡定期券をお買い求めいただく場合は、交通局で地下鉄の定期券の特例払戻しが実施されます。リニモと交通局の両方での特例払戻しはできませんので、ご注意ください。</p>
⑤	<p>リニモの沿線には楽しい施設がたくさんあります。</p> <p>どうぞmanacaでリニモをご利用ください。お客様のご利用をお待ちしております。</p>
⑥	<p>そのまま磁気定期券でご利用ください。</p>
⑦	<p>先に通用終了日を迎える定期券をお使いいただいた後に、定期券発売窓口でお買い求めください。</p> <p>先に通用終了日を迎える定期券が</p> <p>リニモの場合→交通局で連絡定期券をお買い求めください。この場合、残っている地下鉄定期券の払戻しについては、交通局へお問い合わせください。</p> <p>地下鉄の場合→リニモで連絡定期券をお買い求めください。この場合、残っているリニモの定期券を特例で払戻いたします。詳しくは次ページをご覧ください。</p> <p>また、リニモと地下鉄の両方の通用期間の残った定期券を払戻した上で、改めてリニモ・地下鉄連絡定期券をお買い求めいただくこともできます。</p> <p>なお、当社で連絡定期券をお買い求めいただく場合に限り、通用期間が残っているリニモの定期券を特例で払戻いたします(詳しくは次ページをご覧ください)。交通局で連絡定期券をお買い求めいただく場合は、交通局で地下鉄の定期券の特例払戻しが実施されます。リニモと交通局の両方での特例払戻しはできませんので、ご注意ください。</p>

※ その他ご不明な点は駅係員にお尋ねください。

交通局との連絡定期券の取り扱い開始に伴う特例払い戻しの実施について

リニモと交通局との連絡定期券の取り扱い開始にあたり、リニモの定期券を所持しているお客様が、当社で連絡定期券を購入される場合に限り、通用期間の残ったリニモ定期券を特例で払い戻しいたします。これは手数料をいただきず、残っている通用期間を日割りで計算し払い戻すもので、連絡定期券を購入されるお客様に便宜を図るものです。詳細は以下のとおりです。

① 特例払い戻し対象者

下記条件をすべて満たすお客様

A) 連絡定期券を当社において新たに購入されるお客様

B) Aを購入した日に、通用期間中のリニモ定期券(磁気定期券でかつ発行日が平成28年3月11日以前のもの)を所持し、払い戻しを希望されるお客様

② 特例払い戻し計算方法

計算方法: 券面運賃 × 申出日の翌日以降の残存日数 ÷ (30 × 通用月数)

※ 10円未満切り上げ

例: 1月1日通用開始の公園西～藤が丘の通勤6ヶ月定期券で、5月2日に申し出があった場合

69, 180円 × 59日 ÷ (30 × 6) = 22, 680円

③ 取り扱い箇所

リニモ藤が丘駅および八草駅の定期券窓口

④ 取扱期間

平成28年3月12日から平成28年9月23日まで

⑤ その他

A) 交通局にて連絡定期券を購入したお客様が、通用期間中のリニモ定期券の払い戻しを希望された場合は、本特例払い戻しは適用しません(通常の払い戻しとなります)。

B) 当社で連絡定期券を購入した翌日以降に、リニモ定期券の払い戻しを希望された場合は、本特例払い戻しは適用しません(通常の払い戻しとなります)。

<参考>

リニモにおける定期券の通常の払い戻し計算は以下のとおりです。

定期券を1ヶ月未満使用した場合

既収運賃 - (普通旅客運賃 × 2 × 経過日数) - 手数料

定期券を1ヶ月以上使用した場合

既収運賃 - (経過月数の定期旅客運賃 + 普通旅客運賃 × 2 × 残りの経過日数) - 手数料

上記②の場合、通常の払い戻し金額は、以下のとおりです。

69, 180円 - (35, 310円 + 12, 010 + 290円 × 2日 × 2) - 500円 = 20, 200円